

今後の発達障がい者支援の連携強化について

1 実態調査から見える療育的機関の課題

(1) 利用者数の増加により十分な支援が行えない

職員不足（専門的職員の不足、利用者に対する職員数が不足）→ 教室等の実施回数に制限

(2) 各機関に適した利用ができていない

- ① 本来「いこいの家」や「うみのこセンター」で療育が必要な児童が幼児言語教室へ通っている。
- ② 「幼児言語教室」は「ことばの教室」ということで、療育機関に比べて敷居が低く、保護者も利用しやすい。平成 23 年度の進路先はほとんどが「通常学級」であり、利用者の中には保育園、幼稚園において支援方法を工夫することで適切な支援ができるであろう児童もいる。

(3) 進路先への支援の引き継ぎが十分に行えない

各機関の個別支援計画の作成状況は 87%と高いが、進路先への支援の引き継ぎは、昨年度の実態調査結果同様「保護者の同意」が壁となり支援の引き継ぎが十分にできない。

2 利用者アンケートから把握されたもの

(1) 施設の情報が知られていない

アンケートからは、「施設の情報がわからない」、「もっと早く施設の情報を知りたかった」という声が挙がっており、必要な時（時期）に必要な情報が提供されていないことがわかる。

(2) 保護者が相談する場がない

「どこに相談したらよいかわからない」、「もっと気軽に相談できる場が欲しい」という声が挙がっており、保護者へのサポートを強化する必要がある。

(3) 療育の充実を求めている（施設数の充実及び教室等の実施回数増加）

① 施設数

「近くに療育施設があれば通いやすい」と感じており、特に、清水区や駿河区に通所施設の充実を求める声が多い。

② 教室等の実施回数

各施設の実施回数は、「いこいの家親子教室」：週 1 回、「いこいの家単独通園」：月～金、「うみのこセンター」：月 2 回、「幼児言語教室」：月 2 回 だが、特に「うみのこセンター」と「幼児言語教室」については実施回数の増加を希望している。また、働いている保護者からは「土日も教室を実施してほしい」という声もある。

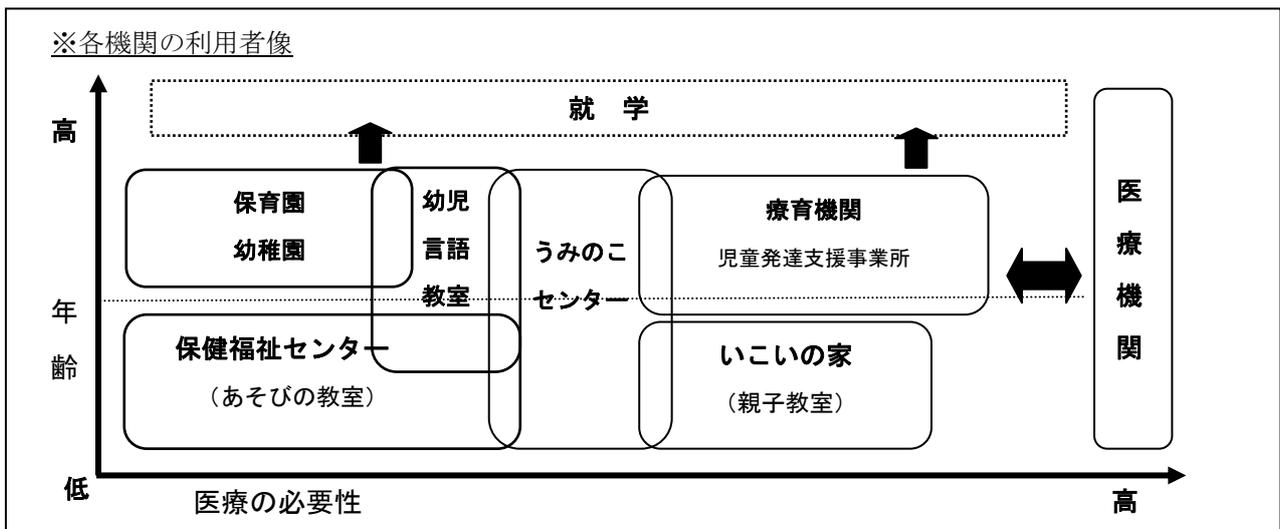
3 今後の支援の強化について

(1) 各機関の適切な利用を促進（子どもに適している機関を利用）

各機関において、「本来療育が必要な子が療育機関へ通えていない」という意見があるが、これは療育機関においてこれ以上の受け入れが困難なことの他、上記 2 のとおり、利用者の「施設の情報がわ

からない」等の声から、保護者が各機関の情報を知らないことで適切な機関の利用ができないことが伺える。そのため、行政（保健福祉センター、児童相談所等の各窓口）や保育園、幼稚園において、市内の支援機関の情報を積極的に発信することや、その子どもに合った支援機関を紹介する必要がある、そのためには各施設の役割や利用者像を適切に把握できる者が、その子どもに適した支援機関の利用をコーディネートする必要がある。また、保護者が、自分の子どもの状態に適した機関の情報を把握しやすいよう、各機関の利用者像（対象者像）をわかりやすく示すことで情報提供する。

- ① 市内の各支援機関の情報を、早期支援機関（保健福祉センターや保育園、幼稚園）で積極的に配信
- ② 子どもに適した支援機関を紹介
- ③ 各機関の利用者像（対象者像）をフローチャートで示す等、保護者にわかりやすい情報を発信



(2) 保育園、幼稚園に対する支援の強化

実態調査から、「いこいの家親子教室」に通う児童の進路先として保育園、幼稚園が多いこと、また「清水うみのこセンター」や「幼児言語教室」に通う児童のほとんどは保育園、幼稚園に通っていることがわかる。昨年の園に対する実態調査においても「全園児の3.4%が支援が必要な子」であったように、療育等機関から各園へ進路が移っていくことで、今後も園において支援が必要な児童が増加していくため、各事業を効率的に実施できるよう体制を整理する。

- ① 巡回支援強化（支援員の支援スキルを向上）
 - ・発達障害者支援センターの巡回支援（支援サポートコーチ）
 - ・相談支援事業（療育等支援事業）における巡回支援
 - ・保育課における大学教授の巡回相談
 - ・特別支援教育センターの巡回相談
 - ・平成25年度から、児童発達支援センター（いこいの家）において「保育所等訪問支援」を開始
- ② 私立園の支援強化

利用者アンケートから、私立園へ通っている児童が多いことがわかる。私立園は公立園に比べて支援が薄い状況にあるため、巡回支援の巡回先として私立園を増やしていくなど、強化を図っていく。

③ 支援事例集配布（H25 年度配布）

園において支援の参考としていただくため、配布を行う（別紙のとおり）

（3）すくすくファイルの活用促進

実態調査から、すくすくファイルを利用しているのは「幼児言語教室」のみであった。

幼児言語教室で活用したメリットとしては、「進路先に情報を伝えやすい」という意見があり、次の機関に情報提供できる重要なツールとして期待できる。

「申送書」等の情報提供には、「保護者の同意」が必要であり、ハードルが高いが、すくすくファイルを作成していれば、機関側から「このファイルを学校の先生にも見せてあげてくださいね」と声掛けすることで、「同意書」など求めることもなく、保護者が身構えずに情報を伝えられる。

① 保健福祉センター以外に、療育機関や子育て支援センター等でも積極的配布、活用を行う。（「障がい」というイメージでなく、「子育て」の一環として使っていただけるような周知）

- ・療育機関等で実施するオリエンテーションで保護者に周知
- ・「すくすくファイル記入例」を各機関へ配布

② 利用者、親の会等の意見を参考に、保護者が書きやすいレイアウトの改正

利用者アンケートにおいても、「書く時間がない」、「余裕ができれば作成する」との声が多く挙がった。今後検証していく中では、もっと保護者が書きやすいレイアウト（写真を入れるスペースを作る）など、実際の利用者や親の会等の意見を参考に改正していく。

（4）保護者支援の強化（地域で支える体制作り）

① 相談支援の強化

ア ペアレントメンターの活用

まだ診断がない子どもの保護者に対して「障がいの子の保護者」が相談者となることは、必要である反面、未診断の子を持つ保護者は身構えてしまうことも想定される。そのため、ペアレントメンターの活用については、療育機関に出張し体験談の座談会を開催する等、初めは療育機関や発達障害者支援センター「きらり」等へ通う保護者を対象に、診断を受けた児童の保護者や診断を受けて間もない児童の保護者へ相談支援を強化していく。

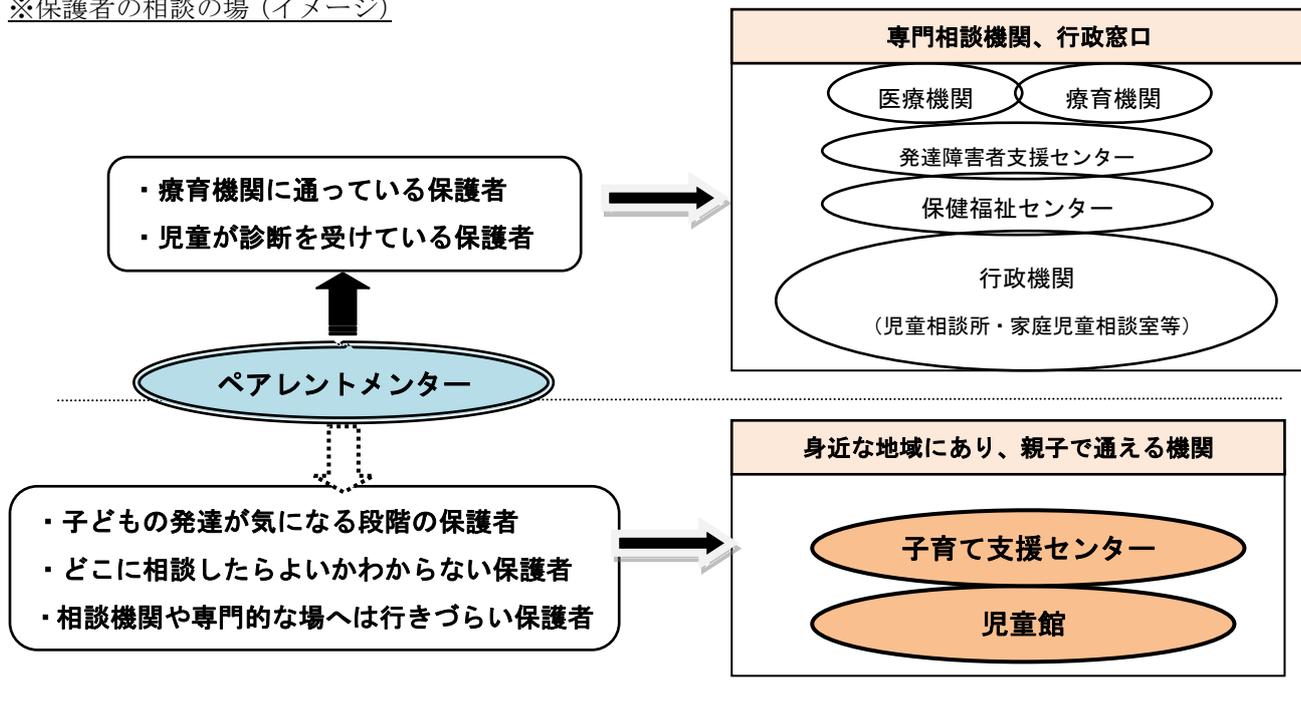
イ 子育て支援センターや児童館の活用

療育機関に通っている保護者であれば、各機関において相談支援が行われるが、障がい受容が進まない保護者等、療育機関や相談機関にハードルが高い保護者については、どこにいったらよいかわからず早期支援も進まない。

このような保護者の支援として、親子で気軽に通える機関「子育て支援センター」や「児童館」を有効活用して身近な地域で気軽に相談できる環境をつくり、相談支援強化を行う。

- ・子育てサロンの中で「子どもの発達について」等と題して月1回講話
- ・子育て支援センターや児童館で定期的に保護者相談会を実施し、そこへ発達障害者支援センター「きらり」の職員等を派遣する 等

※保護者の相談の場（イメージ）



(5) 関係機関の連携

療育機関においても、お互いの機関の情報を知っているようで知らない状況が実態調査から伺える。平成25年度から新たに設置される協議会等の活用も行いながら、関係機関の連携強化に努める。

① 療育機関同士のネットワーク強化

- ・各機関の困難事項につき、個別ケース会議の開催や各機関同士の訪問による情報交換を行う。
- ・定期的に療育機関同士のネットワーク会議の実施。

② 児童発達支援センターと発達障害者支援センターの役割

- ・地域の中核的な療育支援施設となる「児童発達支援センター」と発達障がい者支援を総合的に行う「発達障害者支援センター」の役割を整理することで適切な支援を効率的に行う。

③ 連携協議会等の活用

「特別支援連携協議会」、「子ども・若者支援地域協議会」（H25 設置予定）